# 北海道資源管理方針

令和２年 12 月１日制定
令和２年 12 月 25 日改正
令和３年３月 29 日改正
令和３年６月 30 日改正
令和３年 12 月 24 日改正
令和４年３月 25 日改正
令和４年 12 月 27 日改正
令和５年６月 28 日改正

## 第１　資源管理に関する基本的な事項

### １　漁業の状況

本道の水産業は、令和３年の生産量が 117 万トン、生産額が 2,550 億円、漁業就業者数が約２万５千人であり、多くの沿岸地域において中核的な産業となっている。また、本道の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

### ２　本道の責務

本道は、漁業法(以下「法」という。)第６条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本道の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第１項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

## 第２　特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

（１）水域
（２）対象とする漁業
（３）漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

## 第３　特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

### １　漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

### ２　留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

３　数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者等に与える影響を緩和するため、上記１及び２の規定に基づく配分後の知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

## 第４　知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。漁獲割当てを行う準備の整っていない知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うものとする。

## 第５　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、未成魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

２　特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第 11 条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

３　漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第６　その他資源管理に関する重要事項

### １　漁獲量等の情報の収集

（１）漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

（２）漁獲量等の情報は、法第 30 条第１項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告(法第 58 条において準用する法第 52 条第１項)、漁業権者による資源管理の状況等の報告(法第 90 条第１項)においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

（３）また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

### ２　資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

### ３　遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び道方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第７　道方針の検討

法第 14 条第８項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、道方針についての検討を、道方針に記載されている個別の水産資源についておおむね５年ごとに行い、必要があると認めるときは、見直しを行うものとする。

## 第８　個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は特定水産資源ごとに「別紙１－

１　さんま」から「別紙１－13　ずわいがにオホーツク海南部」に、特定水産資源以外の水産資源（法第 11 条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は別紙２に、法第 11 条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は、「別紙３－１　さけ（しろさけ）北海道海域」から「別紙３－61　りしりこんぶ北海道周辺海域」に、それぞれ定めるものとする。

（別紙１－１　さんま）

第１　特定水産資源

さんま

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

１　北海道さんま漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

②の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

②　対象とする漁業

さんま漁業（北海道漁業調整規則（令和２年北海道規則第 94 号。以下「漁業調整規則」という。）第５条第１項(10)及び(11)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

１月～12 月

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年　法律第 91 号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

２　北海道さんまを漁獲するその他漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

②の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

②　対象とする漁業

定置網漁業（知事が免許する漁業で漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下同じ。）第 60 条第３項に規定する定置漁業及び同条第５項第２号に掲げる第二種共同漁業（小型定置網による漁業及び底建網による漁業に限る。）並びに漁業調整規則第５条第１項(28)及び(29)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、さんまを漁獲する漁業（北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地が

ある者が行う、さんま漁業及び定置網漁業を除くさんまを採捕する漁業をいう。）

③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

１月～12 月

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、それぞれの知事管理区分における漁獲実績を基礎とし、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで配分するものとする。

また、都府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国の留保からの追加配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合については、全量を北海道さんま漁業から加除する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

さんま漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、関係者による「さんま漁業におけるさんま資源の保存及び管理に関する協定」の維持を奨励し、将来的に法 124 条に基づく協定への移行を検討する。

加えて、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量（漁船隻数）の上限は、23,500 隻とする。

第５　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙１－２　まあじ）

第１　特定水産資源

まあじ

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

１　北海道まあじを漁獲する漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

②　対象とする漁業

定置網漁業、まあじを漁獲する漁業（北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う、定置網漁業を除くまあじを採捕する漁業をいう。

③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

１月～12 月

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を北海道まあじを漁獲する漁業区分に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量（漁船隻数）の上限は、23,500 隻とする。

第５　その他資源管理に関する重要事項

特になし

（別紙１－３　まいわし太平洋系群）

第１　特定水産資源

まいわし太平洋系群

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

１　北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

②の対象とする漁業が、まいわし太平洋系群の採捕を行う水域

②　対象とする漁業

火光を利用する敷網試験操業（漁業調整規則第 52 条第１項の規定に基づき知事が許可するものに限る。）のうち、まいわしを対象とするものをいう。以下同じ。）

③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

１月～12 月

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

２　北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

②の対象とする漁業が、まいわし太平洋系群の採捕を行う水域

②　対象とする漁業

定置網漁業、まいわしを漁獲する漁業（火光を利用する敷網試験操業及び定置網漁業を除く、北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行うまいわしを採捕する漁業をいう。）

③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

１月～12 月

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させ

ない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）
陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第３ 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、それぞれの知事管理区分における漁獲実績を基礎とし、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで配分するものとする。

なお、国の留保枠から配分があった場合、予め関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分する。

また、都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通に伴う数量の変更についても、予め関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分するものとする。

第４ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量（漁船隻数）の上限は、23,500 隻とする。

第５ その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙１－４　くろまぐろ（小型魚））

第１　特定水産資源
　　くろまぐろ（小型魚）

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
　１　北海道くろまぐろ（小型魚）漁業
　（１）当該知事管理区分を構成する事項
　　①　水域
　　中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号。）第１条第１項第１号に掲げる海域をいう。以下同じ。）
　　②　対象とする漁業
　　北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う次の漁業
　　ア　定置網漁業（知事が免許する漁業で漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第60条第3項に規定する定置漁業及び同条第5項第2号に掲げる第二種共同漁業（小型定置網による漁業及び底建網による漁業に限る。）並びに北海道漁業調整規則（令和２年北海道規則第94号。）第５条第１項(28)及び(29)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）
　　イ　沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会又は太平洋広域漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。）
　　ウ　まぐろはえ縄漁業（渡島海区漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。）
　　エ　まぐろ釣り漁業（日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。）
　　オ　まぐろを採捕する漁業（定置網漁業、沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業以外のくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業をいう。以下同じ。）
　　③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間
　　４月～翌年３月
　（２）漁獲量の管理の手法等
　　当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
　　①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）
　　陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
　　②　知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日

までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認める期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

（１）全量を北海道くろまぐろ（小型魚）漁業に配分する。

（２）都府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国からの追加配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合については、全量を北海道くろまぐろ（小型魚）漁業から加除する。

第４　その他資源管理に関する重要事項

（１）知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理漁獲可能量の７割を超える時を基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（２）漁獲可能量を円滑に管理するためにクロマグロの管理委員会における海域毎の割当や採捕期間の設定などについての取組を支援する。

（３）遊漁者及び遊漁船業者に対しては、広域漁業調整委員会指示による規制内容を道のホームページなどを通じて広く周知するとともに、国と連携しながら現地における巡回指導を行う。

（別紙１－５　くろまぐろ（大型魚））

第１　特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

１　北海道くろまぐろ（大型魚）漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号。）第１条第１項第１号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

②　対象とする漁業

北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う次の漁業

ア　定置網漁業（知事が免許する漁業で漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第60条第3項に規定する定置漁業及び同条第5項第2号に掲げる第二種共同漁業（小型定置網による漁業及び底建網による漁業に限る。）並びに北海道漁業調整規則（令和２年北海道規則第94号。）第５条第1項(28)及び(29)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

イ　沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会又は太平洋広域漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。）

ウ　まぐろはえ縄漁業（渡島海区漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。）

エ　まぐろ釣り漁業（日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。）

オ　まぐろを採捕する漁業（定置網漁業、沿岸くろまぐろ漁業、まぐろはえ縄漁業、まぐろ釣り漁業以外のくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業をいう。）

③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

４月～翌年３月

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

②　知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総

量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

（１）全量を北海道くろまぐろ（大型魚）漁業に配分する。

（２）都府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国からの追加配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合については、全量を北海道くろまぐろ（大型魚）漁業から加除する。

第４　その他資源管理に関する重要事項

（１）知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理漁獲可能量の７割を超える時を基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（２）漁獲可能量を円滑に管理するためにクロマグロの管理委員会における海域毎の割当や採捕期間の設定などについての取組を支援する。

（３）遊漁者及び遊漁船業者に対しては、広域漁業調整委員会指示による規制内容を道のホームページなどを通じて広く周知するとともに、国と連携しながら現地における巡回指導を行う。

（別紙１－６すけとうだら太平洋系群）

第１　特定水産資源
　　すけとうだら太平洋系群

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
　１　北海道すけとうだら道南太平洋漁業
（１）当該知事管理区分を構成する事項
　①　水域
　　道南太平洋海域（東経 152 度 59 分 46 秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域のうちの松前・上磯両郡界から山越・虻田両郡界に至る間の渡島総合振興局管内、胆振総合振興局管内及び日高振興局管内沖合海域。以下同じ。）
　②　対象とする漁業
　　すけとうだら漁業（北海道漁業調整規則（令和２年北海道規則第 94 号。以下「漁業調整規則」という。）第５条第１項(６)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）
　③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間
　　４月～翌年３月
（２）漁獲量の管理の手法等
　当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
　①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）
　　陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
　②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）
　　陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

　２　北海道すけとうだら道南太平洋その他漁業
（１）当該知事管理区分を構成する事項
　①　水域
　　道南太平洋海域
　②　対象とする漁業
　　定置網漁業（知事が免許する漁業で漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下同じ。）第 60 条第３項に規定する定置漁業及び同条第５項第２号に掲げる第二種共同漁業（小型定置網による漁業及び底建網による漁業に

限る。）並びに漁業調整規則第５条第１項(28)及び(29)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、すけとうだらを漁獲する漁業（北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う、すけとうだら漁業及び定置網漁業を除くすけとうだらを採捕する漁業をいう。以下同じ。）

③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

４月～翌年３月

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

３　北海道すけとうだら道東太平洋漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

道東太平洋海域（東経 152 度 59 分 46 秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域のうちの十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局管内沖合海域（ただし、根室海峡海域（斜里郡と目梨郡との境界にある知床岬突端と根室市納沙布岬突端との間の海域のうちの北海道沖合海域を除く。））以下同じ。）

②　対象とする漁業

すけとうだら漁業（漁業調整規則第５条第１項（６）及び（13）に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

４月～翌年３月

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総

量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

４　北海道すけとうだら道東太平洋その他漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

道東太平洋海域

②　対象とする漁業

定置網漁業、すけとうだらを漁獲する漁業

③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

４月～翌年３月

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

１　当初の配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、それぞれの知事管理区分における直近３カ年の漁獲実績を基礎とし、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで配分するものとする。

２　資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加

（１）資源管理基本方針（令和３年２月 22 日農林水産省告示第 282 号。以下同じ。）別紙２－８の第６の１⑵に基づき、資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊に伴う漁獲可能量の追加に係る配分があった場合は、全量を北海道すけとうだら道南太平洋漁業に配分する。

（２）資源管理基本方針別紙２－８の第６の１（３）に基づき、翌管理年度の漁獲可能量から差し引きが行われることとなった時は、その全量を北海道すけとうだら道南太平洋漁業の漁獲可能量から差し引く。

（３）資源管理基本方針別紙２－８の第６の１（４）に基づき、翌管理年度の漁獲可能量に追加が行われることとなった時は、１の規定に基づく配分を

行う。

３　漁獲可能量の融通に伴う追加

大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通に伴う数量の変更については、予め関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量（漁船隻数）の上限は、下表のとおりとする。

| 知事管理区分 | 漁獲努力量 |
|---|---|
| 北海道すけとうだら道南太平洋その他漁業 | 8,000 隻 |
| 北海道すけとうだら道東太平洋その他漁業 | 6,400 隻 |

第５　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙１－７すけとうだら日本海北部系群）

第１　特定水産資源

すけとうだら日本海北部系群

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

１　北海道すけとうだら日本海漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

日本海海域（稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経 129 度 59 分 52 秒の線との両線間における日本海の海域のうちの宗谷総合振興局管内、留萌振興局管内、石狩振興局管内、後志総合振興局管内、檜山振興局管内並びに久遠・二海両郡界から二海・爾志両郡界に至る間及び檜山・松前両郡界から松前・上磯両郡界に至る間の渡島総合振興局管内沖合海域。以下同じ。）

②　対象とする漁業

すけとうだら漁業（漁業調整規則第５条第１項(６)及び(13)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

４月～翌年３月

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

２　北海道すけとうだら日本海その他漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

日本海海域

②　対象とする漁業

定置網漁業、すけとうだらを漁獲する漁業

③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

４月～翌年３月

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第３ 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、それぞれの知事管理区分における直近３カ年の漁獲実績を基礎とし、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで配分するものとする。

なお、資源管理基本方針別紙２－９の第６の３に基づき、漁獲可能量の未利用分の繰越しに伴う漁獲可能量の追加があった場合は、全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分する。

また、大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通に伴う数量の変更についても、予め関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分する。

第４ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第２の２の北海道すけとうだら日本海その他漁業管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量（漁船隻数）の上限は、12,600 隻とする。

第５ その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙１－８すけとうだらオホーツク海南部）

第１　特定水産資源

すけとうだらオホーツク海南部

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法　等

１　北海道すけとうだらオホーツク海漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

オホーツク海海域（東経 152 度 59 分 46 秒の線と稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域のうちの宗谷総合振興局管内及びオホーツク総合振興局管内沖合海域。以下同じ。）

②　対象とする漁業

すけとうだら漁業（漁業調整規則第５条第１項(６)及び（13）に掲げる漁業をいう。）、定置網漁業、すけとうだらを漁獲する漁業

③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

４月～翌年３月

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を北海道すけとうだらオホーツク海漁業に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量（漁船隻数）の上限は、5,500 隻とする。

第５　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙１－９すけとうだら根室海峡）

第１　特定水産資源

すけとうだら根室海峡

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

１　北海道すけとうだら根室海峡漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

根室海峡海域（斜里郡と目梨郡との境界にある知床岬突端と根室市納沙布岬突端との間の海域のうちの北海道沖合海域。ただし、漁業調整規則第 33 条第 1 項に基づく別表第 3 に掲げる区域を除く。以下同じ。）

②　対象とする漁業

すけとうだら漁業（漁業調整規則第５条第１項（６）及び（13）に掲げる漁業をいう。）、定置網漁業、すけとうだらを漁獲する漁業

③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

４月～翌年３月

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を北海道すけとうだら根室海峡漁業区分に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

（別紙１－10 するめいか）

第１　特定水産資源
　　するめいか

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
　１　北海道するめいかを採捕する漁業
　（１）当該知事管理区分を構成する事項
　　①　水域
　　　②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域
　　②　対象とする漁業
　　　北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う次の漁業
　　ア　いか釣り漁業（漁業調整規則第５条第１項(16)に掲げる漁業をいう。ただし、５トン以上船を除く。以下同じ。）
　　イ　定置網漁業（知事が免許する漁業で漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。）第 60 条第３項に規定する定置漁業及び同条第５項第２号に掲げる第二種共同漁業（小型定置網による漁業及び底建網による漁業に限る。）並びに漁業調整規則第５条第１項(28)及び(29)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）
　　ウ　するめいかを採捕するその他漁業（いか釣り漁業、定置網漁業を除くするめいかを採捕する漁業をいう。）
　　③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間
　　　４月～翌年３月
　（２）漁獲量の管理の手法等
　　当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
　　①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）
　　　陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
　　②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）
　　　陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
　１　全量を、北海道するめいかを採捕する漁業に配分する。
　２　都府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国からの追加

配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合については、全量を、北海道するめいかを採捕する漁業から加除する。

## 第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

（別紙１－11　まさば及びごまさば太平洋系群）

第１　特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

１　北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

②　対象とする漁業

定置網漁業（知事が免許する漁業で漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。）第 60 条第３項に規定する定置漁業及び同条第５項第２号に掲げる第二種共同漁業（小型定置網による漁業及び底建網による漁業に限る。）並びに北海道漁業調整規則（令和２年北海道規則第 94 号。以下「漁業調整規則」という。）第５条第１項(28)及び(29)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）並びにまさば及びごまさばを漁獲する漁業（北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う、定置網漁業を除くまさば及びごまさばを採捕する漁業をいう。）

③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

７月～翌年６月

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業区分に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量（漁船隻数）の上限は、23,500 隻とする。

第５　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙１－12　ずわいがに北海道西部系群）

第１　特定水産資源

ずわいがに北海道西部系群

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

１　北海道ずわいがに北海道西部系群漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第５号。以下「許可省令」という。）別表第１のずわいがに漁業の項の中欄第３号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域を除く。）のうち、②の対象とする漁業がずわいがに北海道西部系群の採捕を行う水域をいう。

②　対象とする漁業

かにかご漁業（漁業調整規則第５条第 1 項(18)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

７月～翌年６月

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

２　北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

許可省令別表第１のずわいがに漁業の項の中欄第３号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域を除く。）のうち、②の対象とする漁業がずわいがに北海道西部系群の採捕を行う水域をいう。

②　対象とする漁業

ずわいがにを漁獲する漁業（北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う、かにかご漁業を除くずわいがにを採捕

する漁業をいう。）

③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

７月～翌年６月

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

①　当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、それぞれの知事管理区分における漁獲実績を基礎とし、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで配分するものとする。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第２の２のずわいがに北海道西部その他漁業管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量（漁船隻数）の上限は、12,600 隻とする。

第５　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙１－13　ずわいがにオホーツク海南部）

第１　特定水産資源

ずわいがにオホーツク海南部

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

１　北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

許可省令別表第１のずわいがに漁業の項の中欄第４号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域を除く。）のうち、②の対象とする漁業がずわいがにオホーツク海南部の採捕を行う水域をいう。

②　対象とする漁業

かに固定式刺し網漁業及びずわいがにを漁獲する漁業（北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う、かに固定式刺し網漁業（漁業調整規則第５条第１項（２）、以下同じ。）を除くずわいがにを採捕する漁業をいう。）

③　漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

７月～翌年６月

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

①　当該管理年度中（②に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業区分に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第５　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙２）
該当なし。

（別紙３－１　さけ（しろさけ）北海道海域）

第１　水産資源

さけ（しろさけ）北海道海域

第２　資源管理の方向性

資源水準を 2027 年までに回復（来遊資源 2,800 万尾）させることを目指す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－２　さくらます（日本系））

第１　水産資源

さくらます（日本系）

第２　資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでに用いることとする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－３　からふとます（日本系））

第１　水産資源

からふとます（日本系）

第２　資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を 2027 年までに中位以上に回復させることを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでに用いることとする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－４　まがれい道南太平洋海域）

第１　水産資源

まがれい道南太平洋海域

第２　資源管理の方向性

（地独）北海道立総合研究機構（以下、「道総研」という。）が行う資源評価において判断される中水準以上の資源水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－５　そうはち道南太平洋海域）

第１　水産資源

そうはち道南太平洋海域

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される高水準の資源水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－６　まつかわ北海道～常磐以北太平洋海域）

第１　水産資源

まつかわ北海道～常磐以北太平洋海域

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される中水準以上の資源水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－７　ひらめ北海道（日本海～津軽海峡海域））

第１　水産資源

ひらめ北海道（日本海～津軽海峡海域）

第２　資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持する。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を踏まえ、必要に応じて資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－８　ぶり）

第１　水産資源

ぶり

第２　資源管理の方向性

ＭＳＹ（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量（32 万トン付近）以上に維持することを資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－９　にしん北海道）

第１　水産資源

にしん北海道

第２　資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持する。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を踏まえ、必要に応じて資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－10　ししゃも道東太平洋海域）

第１　水産資源

ししゃも道東太平洋海域

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される資源水準を 2027 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－11　きちじオホーツク海南部）

第１　水産資源

きちじオホーツク海南部

第２　資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を 2032 年までに中位以上に回復させることを目指す。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を踏まえ、必要に応じて資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－12　けがに日高海域）

第１　水産資源

けがに日高海域

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される資源水準を、2027 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－13　けがに釧路西部・十勝海域）

第１　水産資源

けがに釧路西部・十勝海域

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される中水準以上の資源水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－14　けがに釧路東部海域）

第１　水産資源

けがに釧路東部海域

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される資源水準を、2027 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－15　けがにオホーツク海域）

第１　水産資源

けがにオホーツク海域

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される中水準以上の資源水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－16　ほっこくあかえび日本海海域）

第１　水産資源

ほっこくあかえび日本海海域

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される資源水準を 2027 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－17　とやまえび噴火湾海域）

第１　水産資源

とやまえび噴火湾海域

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される資源水準を 2027 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－18　みずだこ北海道海域）

第１　水産資源

みずだこ北海道海域

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される中水準以上の資源水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－19　やなぎだこ北海道海域）

第１　水産資源

やなぎだこ北海道海域

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される中水準以上の資源水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－20　ほっけ道北系群）

第１　水産資源

ほっけ道北系群

第２　資源管理の方向性

ＭＳＹ（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量（10 万トン）以上に維持することを資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－21　ほっけ道南系群）

第１　水産資源

ほっけ道南系群

第２　資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を 2028 年までに中位以上に回復させることを目指す。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を踏まえ、必要に応じて資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－22　ほっけ根室海峡・道東・日高・胆振）

第１　水産資源

ほっけ根室海峡・道東・日高・胆振

第２　資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を 2028 年までに中位以上に回復させることを目指す。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を踏まえ、必要に応じて資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－23　まだら北海道太平洋）

第１　水産資源

まだら北海道太平洋

第２　資源管理の方向性

ＭＳＹ（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量指標値（2.06 付近）以上に維持することを資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－24　まだら北海道日本海）

第１　水産資源

まだら北海道日本海

第２　資源管理の方向性

ＭＳＹ（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量指標値（3.86 付近）以上に維持することを資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－25　まがれい北海道北部系群）

第１　水産資源

まがれい北海道北部系群

第２　資源管理の方向性

ＭＳＹ（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量（69 百トン付近）以上に維持することを資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－26　そうはち北海道北部系群）

第１　水産資源

そうはち北海道北部系群

第２　資源管理の方向性

ＭＳＹ（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量（55 百トン付近）以上に維持することを資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－27　いかなご北海道周辺海域）

第１　水産資源

いかなご北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を 2028 年までに、中水準以上に回復することを目指すこととし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－28　ちか北海道周辺海域）

第１　水産資源

ちか北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

各地において収集された情報をもとに判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－29　きゅうりうお北海道周辺海域）

第１　水産資源

きゅうりうお北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

各地において収集された情報をもとに判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－30　さより北海道周辺海域）

第１　水産資源

さより北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

各地において収集された情報をもとに判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－31　かすべ北海道周辺海域）

第１　水産資源

かすべ北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

各地において収集された情報をもとに判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－32　えぞいそあいなめ北海道周辺海域）

第１　水産資源

えぞいそあいなめ北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

各地において収集された情報をもとに判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－33　うすめばる北海道周辺海域）

第１　水産資源

うすめばる北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

各地において収集された情報をもとに判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－34　おおさが（めぬけ）北海道周辺海域）

第１　水産資源

おおさが（めぬけ）北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向をもとに判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－35　こまい北海道）

第１　水産資源

こまい北海道

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される中水準以上の資源水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－36　はたはた北海道太平洋海域）

第１　水産資源

はたはた北海道太平洋海域

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される資源水準を、2028 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－37　まだらオホーツク海南部）

第１　水産資源

まだらオホーツク海南部

第２　資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持する。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでに用いることとする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－38　くろがしらがれい石狩湾以北～オホーツク海海域）

第１　水産資源

くろがしらがれい石狩湾以北～オホーツク海海域

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される資源水準を、2028 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－39　あかがれい噴火湾海域）

第１　水産資源

あかがれい噴火湾海域

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される資源水準を、2028 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－40　ししゃも道南太平洋海域）

第１　水産資源

ししゃも道南太平洋海域

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される資源水準を、2028 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－41　くろがしらがれい根室海峡）

第１　水産資源

くろがしらがれい根室海峡

第２　資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでに用いることとする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－42　ばばがれい北海道周辺海域）

第１　水産資源

ばばがれい北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される資源水準を、2028 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－43　けがに根室周辺海域）

第１　水産資源

けがに根室周辺海域

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を 2028 年までに、中水準以上に回復することを目指すこととし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－44　ほっこくあかえび北海道周辺海域（日本海を除く））

第１　水産資源

ほっこくあかえび北海道周辺海域（日本海を除く）

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を 2028 年までに、中水準以上に回復することを目指すこととし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－45　とやまえび北海道周辺海域（噴火湾を除く））

第１　水産資源

とやまえび北海道周辺海域（噴火湾を除く）

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－46　ほっかいえび（ほっかいしまえび）北海道周辺海域）

第１　水産資源

ほっかいえび（ほっかいしまえび）北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－47　けがに噴火湾海域）

第１　水産資源

けがに噴火湾海域

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される中水準以上の資源水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－48　けがに胆振太平洋海域）

第１　水産資源

けがに胆振太平洋海域

第２　資源管理の方向性

道総研が行う資源評価において判断される資源水準を、2028 年までに中水準以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、資源評価結果に基づき見直しが必要と判断された場合には、資源管理の方向性を見直す。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－49　えぞばふんうに北海道周辺海域）

第１　水産資源

えぞばふんうに北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－50　なまこ類北海道周辺海域）

第１　水産資源

なまこ類北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－51　あかぼや北海道周辺海域）

第１　水産資源

あかぼや北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を 2028 年までに、中水準以上に回復することを目指すこととし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－52　あさり北海道周辺海域）

第１　水産資源

あさり北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－53　うばがい（ほっきがい）北海道周辺海域）

第１　水産資源

うばがい（ほっきがい）北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－54　ほたてがい北海道周辺海域）

第１　水産資源

ほたてがい北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－55　つぶ類北海道周辺海域（えぞぼら、えぞぼらもどき、ひめえぞぼら、おおからふとばい等））

第１　水産資源

つぶ類北海道周辺海域（えぞぼら、えぞぼらもどき、ひめえぞぼら、おおからふとばい等）

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－56　しじみ北海道周辺海域）

第１　水産資源

しじみ北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－57　まこんぶ北海道周辺海域）

第１　水産資源

まこんぶ北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を 2028 年までに、中水準以上に回復することを目指すこととし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－58　みついしこんぶ北海道周辺海域）

第１　水産資源

みついしこんぶ北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－59　ながこんぶ北海道周辺海域）

第１　水産資源

ながこんぶ北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を 2028 年までに、中水準以上に回復することを目指すこととし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－60　おにこんぶ（らうすこんぶ）北海道周辺海域）

第１　水産資源

おにこんぶ（らうすこんぶ）北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を 2028 年までに、中水準以上に回復することを目指すこととし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－61　りしりこんぶ北海道周辺海域）

第１　水産資源

りしりこんぶ北海道周辺海域

第２　資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし。